

愛媛県立農業大学校評価実施要領

第1 趣旨

この要領は、学校教育法（第42条及び第43条）及び協同農業普及事業の運営に関する指針に基づき、愛媛県立農業大学校（以下「大学校」という。）の学校評価を実施するために必要な事項を定める。

第2 大学校外部評価の考え方

大学校が、大学校運営の状況について、自己評価委員会（大学校職員で構成）が自ら評価（以下「自己評価」という。）し、その結果を基に外部評価委員会が評価（以下「外部評価」という。）を行い、大学校の運営改善に資する。その結果をホームページ等で公表することにより、教育機関として積極的に情報発信を行うものである。

第3 実施方法等

1 大学校評価システムの基本姿勢

- (1) 大学校の現状と課題を再確認し、職員、学生、父母等並びに関係者が一体となって、より良い大学校づくりに取り組むものとする。
- (2) 大学校は、重点目標を明確にした上、運営の改善を推進するものとする。
- (3) 大学校評価システムは、自己評価委員会が自己評価し、その結果を基に外部評価委員会による外部評価を受けることを基本とする。

2 大学校評価の推進組織の整備

(1) 自己評価委員会の設置

大学校評価システムの運営を行うとともに、外部評価結果に伴う改善・更新を推進するため、大学校内に、校長、副校長及び校長が指定した者からなる自己評価委員会を設置するものとする。

(2) 外部評価委員会の設置

大学校において、当該年度の達成状況に関して、意見交換等を通じて評価を行い、大学校の自立的改善を図るため、校長は外部者から構成する外部評価委員会を設置するものとする。

外部評価委員は、父母等、卒業生、農業高校代表、農家代表、学識経験者等の代表者により構成し、校長が依頼する。委員長及び副委員長は互選とし、その任期は校長の依頼の日から1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 重点目標等の設定

重点目標は、特に重要な事項について設定するものとし、「県民の農業及びこれと密接に関係する食料に関する理解を深めるとともに、農業及びその関連産業の担い手を養成する。」ことを視点とした内容とする。

4 大学校評価システムシートの作成

校長は、重点目標、当該年度の評価項目、具体的方策及び評価指標を決定し、大学校評価システムシート（別紙様式）に必要事項を以下のとおり記載するものとする。

(1) 現状と課題

設定した重点目標に対する現状及び前年度から継続する課題を分析し、整理した上で簡潔に記述する。

(2) 評価項目

大学校は、重点目標達成に向けた具体的取組について、当該年度の達成目標として、適切な評価項目を定めるものとする。

(3) 具体的方策及びその評価指標

大学校は、当該年度の目標を達成するための具体的な方策を設定する。また、評価指標については、具体的方策に対応させるとともに、方策の達成状況を把握できる分かりやすい指標を設定するものとする。

5 評価等の実施

大学校は、当該年度の達成目標である評価項目についての達成状況を自己評価し、年度末までにその結果を踏まえた外部評価を通じて、大学校評価を行うものとする。

6 評価結果の活用

校長は、上記5の評価結果をもとに、当該年度の成果と改善すべき課題を分析し、次年度以降の重点目標や評価項目等に反映させるほか、更なる改善に生かすものとする。

第4 重点目標、評価項目等及び評価結果の公表

1 重点目標、評価項目等の公表

大学校は、重点目標、評価項目等を決定したときは、必要事項を記載したシステムシートやその他の資料により速やかに公表するものとする。

2 評価結果の公表

大学校は、自己評価結果及び外部評価結果を速やかに公表するものとする。この場合において、当該年度の評価結果を、その次年度の早い時期に、次年度の重点目標、評価項目等と併せて公表することができるものとする。

3 公表の方法

重点目標、評価項目等及び評価結果の公表は、父母等や農業関係者、関係機関等に広く伝えることができるよう、大学校のホームページへの掲載など適切な方法で行うものとする。

第5 実施上の注意事項

1 校長は、大学校評価システムの趣旨等について、研修会などを開くなどして、職員の共通理解が図られるよう努めるものとする。

2 評価項目及び具体的方策は、重点目標に対する大学校の現状と課題を整理し、具体的で分かりやすく設定するものとする。

3 評価指標は、成果を評価できるよう、具体的で分かりやすく設定するものとする。

4 評価結果の公表に当たっては、その内容・表現等について必要な配慮を行うとともに、個人情報の取扱いに十分注意する。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、大学校評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年11月10日から施行する。

この要領は、平成30年7月5日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。